

判例評釈

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例

堀澤明生

判例評釈

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例

（東京地裁平成29年9月25日判決（平成27（行ウ）331号、平28（行ウ）526号）／判時2363号3頁 一部認容（控訴））

堀澤明生*

【事実】

公安審査委員会が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）5条1項及び4項に基づき、「AことBを教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主催し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下判旨も含めて「本団体」はこうして呼ばれるものを指す。）に対してした観察処分につき、当該処分の期間更新等に関する決定をなした。これに対して、原告X（ひかりの輪）が、主位的に、同決定が原告に対して存在しないことの確認を求め、予備的にこの決定について原告を対象とする部分の取消しを求める事案である。

オウム真理教は、昭和59年にBを教祖として創設され平成元年に宗教法人となった団体であるが、平成6年6月27日のいわゆる松本サリン事件、平成7年3月20日のいわゆる地下鉄サリン事件を敢行し、平成7年12月19日に宗教法人法81条1項1号に基づく解散命令により解散した。

宗教団体アレフは、オウム真理教において中心的な役割を果たしていたCを代表者として平成12年2月4日に設立された。以後、平成15年に「アー

* 本学法学部専任講師

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

レフ」、平成 20 年に「Aleph」と名称を変更している（以下、基本的に区別せずに「Aleph」と表記する）。

原告（ひかりの輪、以下「X」という。）は、平成 19 年 5 月 7 日に設立され、Z が代表に就任した。X の基本理念においては A に権威を与えていないとしている。なお、原告会員の 6 割以上がサリン事件以前からオウム真理教に加入していた者であり、構成員の 8 割以上が、Aleph において活動していた者であるという。

裁判所の認定によれば、Z は、平成 14 年から平成 15 年ころには Aleph の代表者として活動し、外形上は A の影響力を否定しつつも内部では A に帰依するように説いていた。しかし、B の妻 D が出所し Aleph の組織運営に関与するようになると、Z は Aleph 内で失脚した。Z は当初は分裂することで B の教えを守る派＝Aleph と、変革していく派＝X とに分かたれると説明していたが、D らとの間にこの考えは共有されていなかった。また、更新決定当時 B が Aleph やひかりの輪に対してメッセージを発していた形跡もない。

公安審査委員会は、平成 12 年 1 月 28 日付で、「本団体」に対して観察処分及び報告義務を課する旨の決定をし、官報に掲載した。その後、平成 15 年及び平成 18 年 1 月 23 日、「本団体」に対する観察処分の期間を 3 年間更新する旨の決定をし、Aleph の代理人に通知した。平成 21 年、平成 24 年、平成 27 年の 1 月 23 日には、Aleph 及び X の代理人に通知した。今回の X による処分不存在確認（主位的請求）及び取消訴訟（予備的請求）で問題とされているのは平成 27 年の更新決定（本件更新決定）である。なお、本件と同日に、宗教団体 Aleph に対しても同一の更新決定の取消訴訟の一部勝訴判決（東京地判平成 29 年 9 月 25 日 LEX/DB 文献番号 25539008）が存在する。

【判旨】

主位的請求棄却。予備的請求につき原告に関する部分を認容（被告控訴）。

○ 団体規制法上の規制対象となる団体

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

「団体規制法にいう……『特定の共同目的』としては、多数人の集団に、個々の構成員個人の意思とは離れて独自に形成され、又は存在する目的であって、構成員各人が当該集団としての行動をする際の指針となり得ると評価できる程度の特定の共同の目的があれば足りると解される」。

『継続的結合体』とは、多数人の組織体であって、その構成単位である個人を離れて、組織体としての独自の意思を決定し得るもので、相当の期間にわたって存続すべきものをいうと解される」。

○ 「本団体」の5条1項該当性（評者による要約）

オウム真理教は、団体規制法5条1項の無差別大量殺人行為を行った団体に該当するとしたうえで、「本団体」は5条1項に該当し、更に、Alephも、発足当時において、本団体の少なくとも一部であった。本件更新決定時にも、Alephは、本団体の一部を構成する。

○ 「本団体」との同一性を根拠に更新処分をひかりの輪に課しうるか

「無差別大量殺人行為を行う組織が、組織の離合集散を行うことが認められ、無差別大量殺人行為を行い観察処分を受けた団体が、複数の集団に分派又は分裂することも想定される。しかしながら、団体規制法には、観察処分後に対象団体が複数の集団に分派又は分裂し、新たに形成された集団が別の「団体」を構成した場合に、いずれの団体に対しても期間更新をすることが出来る旨を明示した規定はなく、団体規制法5条4項にいう「第一項の処分を受けた団体」と同法5条1項にいう観察処分の対象となった「当該団体」の同一性の判断基準についても明確な定めはないのであって、このような場合に、双方の集団に対し別個に又は「連合体」若しくは「支部、分会その他の下部組織」として当初の観察処分の更新決定を行い得るかは、解釈上の問題である。

もともと、被告は、原告とAlephが団体規制法にいう「継続的結合体」に当たると主張し、原告とAlephが「連合体」に当たる又は原告がAlephの「支部、分会その他の下部組織」に当たると主張するものではなく、原

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

告と Aleph が別個の団体に当たるとしてもそれぞれ期間更新をすることが出来ると主張するものでもない。

そこで、以下では、観察処分を受けた団体が後に複数の集団に分派し分裂した場合において、当該各集団が団体規制法における同一の団体に該当するか否かという観点から原告と Aleph の関係を検討する。」

「上記の被告の主張を前提とすると、上記の団体の同一性は、結局のところ、……団体規制法 4 条二項の『団体』の意義に照らして判断するほかになく、……、団体の同一性を判断するにあたっては、観察処分を受けた団体の共同目的の内容、明確性の程度、構成員への受容のされ方等を勘案して、各集団が、それぞれの集団を離れて、一つの組織体としての独自の意思を決定し得るものであり、各集団の構成員が、その意思決定に従い共同の目的に沿った行動をする関係があるかどうかを検討される必要がある。」

「…オウム真理教の教義自体が、団体において無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を内包するものとしても、個々の構成員が行う団体としての行動を一義的に特定する程度に具体的で明確であるとは認め難い。むしろ、原告が設立される前の Aleph 内においても、どのような団体運営が A に対する真の帰依であるのかについて Z 派と C 派の対立があったのであり、A に対する絶対的帰依というオウム真理教の教義の本質的部分さえ、多義的であり、個々の構成員によって異なる解釈が存在するものであるから、これが構成員の団体としての行動として具現されるには、組織体として独自の意思を決定し得ることが前提とならざるを得ない。

本件政治上の主義についても、両サリン事件当時には、これがオウム真理教の教義と密接不可分に結び付いていたとしても、B が死刑確定者として長期にわたり収容されている本件更新決定時において、なおオウム真理教の教義と密接不可分に結び付いているとはいえないし、仮に同時点において本件政治上の主義が存続しているとしても、B を王ないし独裁者とする祭政一致の専制国家体制を構築するために構成員がどのような行動をとるのかは不明確といわざるを得ない。

そうすると、仮に、原告が、オウム真理教の教義を広め、これを実現す

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

る目的を有するものと認められたとしても、そのことから直ちに本件更新決定時における原告と Aleph が一つの組織体ないし団体と認められるということとはできず、原告と Aleph の間において、一つの組織体としての独自の意思を決定し得る仕組みが存在するかどうか、また、その仕組みが現実には機能しているのかどうかを吟味することを要するというべきである。」

「(原告の基本理念では B への絶対的帰依が否定されていること、オウム真理教において B がシヴァ神の化身とされているが原告はシヴァ神を崇拝しないこととしていること、Aleph の退会者を支援していること等からすれば)、本件更新決定時の原告と Aleph において、不定式なものも含めて一つの組織体としての独自の意思を決定し得る仕組みが存在していたとは認められず、原告の設立後、一つの組織体としての独自の意思を決定した事実も認めることもできない。」

○主位的請求、予備的請求の認容の可否

「本団体は、本件観察処分当時においても本件更新決定時においても「団体」に該当し、Aleph は、本件更新決定時においても、本団体の少なくとも一部を構成するが、原告と Aleph が一つの団体であると認めることはできない。

ところで、本件更新決定の決定書においては、被請求団体の表示欄には、対象団体が本団体、「主たる事務所の所在地」が〔1〕埼玉県……、〔2〕東京都……、「主幹者」が D、E 及び Z と記載されており……、上記〔2〕は原告の主たる事務所所在地であり、Z は原告の代表者であるから、本件更新決定は、原告も名宛人としていたとみるべきものというのが相当である。したがって、原告の主位的請求は理由がない。

もっとも、上記のとおり、原告と Aleph が一つの団体であると認めることができない以上、本件更新決定のうち原告を対象団体とした部分は、違法であるといわざるを得ないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告の予備的請求は理由がある。」

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

【評釈】

原告勝訴に賛成するが、救済形式に疑問がある。

一. はじめに

90年代の日本を震撼せしめたオウム真理教であったが、Bの死刑が2018年7月に執行されたのは記憶に新しい⁽¹⁾。オウム真理教それ自体に対しては、破壊活動防止法が適用されることが検討されたが、その適用は見送られた。こうして破防法が適用されないことから、団体規制法が制定された。これを受けて公安調査庁長官が公安審査委員会に観察処分を請求した。その審査期間中に、Aの指示のもと、オウム真理教は解散され、「アレフ」が観察処分直後に成立した。同法による観察処分は【事実】に示した「本団体」に対してなされた。「本団体」は当初の請求時にはオウム真理教を想定していたが、その後の処分もこれと同一性を有する団体に対してなされている。

その後「本団体」はAlephへの改称や、ひかりの輪の分派、いわゆる「山田らの集団」の分派を経つつも、観察処分の対象は「本団体」＝「AことBを教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを實現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対してなされるという状態が続いている⁽²⁾。公安審査委員会の立場としては、上記のAleph、ひかりの輪、山田らの集団は、本団体の一部を構成する「集団」ということになる。

なお、団体規制法に基づく観察処分は現在にわたるまで、本団体以外への適用例は存在しない⁽³⁾。

(1) 朝日新聞「松本死刑囚ら7人死刑執行」2018年7月6日夕刊、1面

(2) 第189回参議院法務委員会第3号平成27年3月26日における政府参考人杉山治樹の発言を参照。杉山は3集団のことを「オウム真理教」としているが、「本団体」はオウム真理教を自称するものを指すとは限らない。後掲註5櫻井も団体規制法が規制の対象としている団体とは、現実にはサリンを用いて無差別大量殺人行為を行った『オウム真理教』であるとしているが、いかなる名称であろうと、無差別大量殺人行為をした団体としての同一性が継続していれば十分である。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

二．団体を取り扱う困難

かつて存在した宗教法人としてのオウム真理教は、宗教法人法の解散命令（宗教法人法 81 条 1 項）により法人格を失っている⁽⁴⁾。宗教活動を行うためには必ずしも法人格を有する必要はない⁽⁵⁾。こうした宗教活動を行う主体のことを宗教法人法は、「宗教団体」としている（宗教法人法 2 条 参照）。

本件においては、更新決定の対象となった団体の同一性について争われているが、これは法人格を前提とした取扱いが出来ず、「団体」を単位とするのが前提となっているために生じている問題である。

法人格なき者を法制度上どう扱うかをめぐって、法人でない社団については、民事訴訟法上、その当事者能力及び当事者適格をめぐって膨大な判例及び業績が存在する⁽⁶⁾。他方、行政処分の名宛人として法人でない団体も想定されている⁽⁷⁾。こうした団体は、民訴判例上想定されている法人でない社団よりも更に凝集性がルーズなものをも含んでしまう⁽⁸⁾。本評釈は基本的にこの点を問題視していく。

(3) このこと自体は立法時の議論にも沿う。1 条の目的規定の「例えばサリンを使用するなどして」も、4 条の「過去 10 年以内に」も、いずれもオウム真理教にあたる団体を規制することに限定する趣旨で挿入された文言である。第 146 回国会衆議院法務委員会第 6 号平成 11 年 11 月 17 日（北村哲男）参照。

(4) 同解散命令に関する憲法上の問題については、最決平成 8 年 1 月 30 日民集 50 巻 1 号 199 頁。

(5) 櫻井園郎「宗教法人解散後の宗教活動」キリストと世界 22 号 (2012) 132 頁。

(6) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上 [第二版補訂]』（有斐閣、2013）172-190 頁参照。

(7) 行手法 2 条 4 号の不利益処分の定義における「特定の者を名宛人として」については法人でない団体をも含むとされている。行政管理研究センター編『逐条解説 行政手続法 [改正行審法対応版]』（ぎょうせい、2016）28 頁；高木光＝常岡孝好＝須田守編『条解 行政手続法 [第二版]』（弘文堂、2017）18 頁 [須田守]。

(8) 行政法上、こうした団体が個別実体法においての関係上法律関係を結びえるかは個別法上の目的によるであろう。例えば税法は、当該団体が団体構成員と区別された財産管理を行っているかという関心を有することとなるので、私法の関心に近づ

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

三．団体規制法の更新処分における団体の同一性について

1．処分の対象としての「団体」の特定

観察処分の名宛人が団体となることを指摘したが、その団体の特定方法をめぐっては、幾分の困難を伴う。この点で、団体規制法 12 条により公安調査庁長官が同法 5 条 1 項及び 4 項による観察処分及びその更新処分の請求時にいかにして処分対象となる団体を特定するかが問題となる。無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手續等に関する規則（「手續規則」）2 条 2 項は「被請求団体の名称」「被請求団体の主たる事務所の所在地」「被請求団体の代表者又は主幹者の氏名、年齢、職業及び住所又は居所」を記載せねばならないとしつつも、手續規則 2 条 3 項は「前項第一号に掲げる事項が明らかでないときは、その団体を特定するに足りる事項を記載しなければならない」としている。裁判例も、団体名称のみにより処分の名宛人を決するものではない（総合的に特定する⁽⁹⁾）とする。本件では、「本団体」としてかつてのオウム真理教を要素に分解し、その主宰者、教祖、及び教義によって特定しているが、こうして文言上 Aleph やひかりの輪が含まれなくとも、これらを包含する本団体が存在し、これまで観察処分を行ってきたことは一応正当化できる。

こうした「団体」を対象にした処分によって、「団体」は、報告義務（5 条 2 項 3 項）等の法的効果を負うため、やはり団体自体を名宛人として処分すると想定しているものと解される⁽¹⁰⁾。

くと考えられる。参照、東京地判平成 27 年 10 月 29 日税務訴訟資料 265 号 162 順号 12745。

(9) 東京地判平成 23 年 12 月 8 日訟務月報 59 卷 8 号 2012 頁「手續規則 18 条 3 項、2 条 2 項が、被請求団体の名称が明らかでない場合に、上記のような代替的記載を観察処分等の決定書や処分請求書に求めたのは、当該処分の名宛人を特定して、処分の効力すなわち権利侵害の及ぶ範囲を画するとともに、被請求団体に防御の機会を付与し、手續保障を与えることにあると解され、期間更新決定時においても、この点は特に変わることはなく、団体規制法や手續規則の他の規定を見ても、団体の同一性の直接の判断基準を定めたものとは到底解されない。

(10) 先に註 7 でみたように、団体は自然人と並列されうる概念であると理解されてい

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

2. 「団体」の当事者能力と当事者適格

こうして、平成12年に本団体に対する観察処分が出されたが、その後、いくつかの——被告の言葉を借りるなら——「集団」を単位として、内紛が生じている。オウム真理教の解散とともに成立し、本団体の一部を構成することが一貫して肯定されてきたAleph⁽¹¹⁾、そしてひかりの輪が差し当たって本件では問題となり、そのそれぞれが本団体との同一性を争っている。しかし、そもそもこれらの「集団」が本件及び同日の判決でなぜ個別に当事者能力を認められているのかも疑問である。

まず、被告の用語である「集団」ではなく、団体規制法の制度上の用語である「団体」について考察せねばならない。同法における団体とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体である（4条2項）。そして団体規制法上の処分を受けた場合に、その団体は当事者として取消訴訟が提起できる（35条）。これと対比して例えば暴力団対策法は、暴力団は民訴法29条で訴えることのできる権利能力なき社团であるはずと理解しているのか、当事者能力に関する規定を置いていない⁽¹²⁾。

民事訴訟法学においては判例上、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理そのほか団体としての主要な点が確定」していることを要求し、このうち財産管理が要件かは争われている⁽¹³⁾。民事訴訟という、私法上の関係に関する限りでは要求しても

る。ただ、団体はその要素として個人や個人の一定の単位である集団を含み、その限りで分割可能性を有しており、団体の要素としての役員や構成員にも準名人宛的に法的効果が生じる。評者としてはこのように、団体を団体規制法上の法律関係の結節点としての「特定の者」として整理して論じている。

(11) 本件と同日の判決参照（LEX/DB 文献番号 25539007）。

(12) 暴力団対策法37条参照。特定危険暴力団指定をされた団体が争った福岡地判平成27年7月15日訟月62巻5号691頁は、処分対象とされた団体の当事者能力を特に問題としていない。

(13) 最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁。財産管理について山本弘「法

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

よいであろうし、暴力団のように「稼業」ともされるものならば、同じくそうなるのであろう。しかし、団体規制法のように、処分者側の都合で「団体」を特定する場合には、当該団体が民訴法 29 条に関する判例が要求するような内部体制を整えているとは限らない。そこで団体規制法 35 条は観察処分決定を受けた団体について、その名においての当事者能力及び当事者適格を認めている。法案審議過程においてこの規定が問題となったとき、この規定は民訴法 29 条の確認規定ではなく創設的な規定であるということが確認されており¹⁴⁾、またそのように解されている¹⁵⁾。団体はこうして行政処分の名宛人とされることにより、当事者能力を与えられつつ、固有の当事者適格を認められていると解するべきだと思われる。団体の当事者適格について、(本稿と違って)民訴法上の権利能力なき社団と同様に訴訟担当と考えるならば団体構成員に対して判決効を拡張する方向に傾くが、少なくとも財産管理につきそれを正当化するだけの実質を備えていない団体がありえると考えているためである¹⁶⁾が、行訴法の場合は、処分の法的効果の実体法の問題に過ぎないかもしれない。

処分者側が「団体」として一定の結合関係を持っていると認識している存在ですら、このレベルである。とすると、その下部の集団の当事者能力はいよいよ危うくなるかに思われる。むろん、民訴法 29 条に従ってひかりの輪が当事者能力を有することはあるし、本件は恐らくその実質を有している場合なのだと思われる¹⁷⁾。実は、東京地裁は最後に原告も更新決定の名宛人となっていたという形で、被告の意に反して原告を団体にいわば

人格なき社団をめぐる民事手続法上の諸問題（一）」法学教室 374 号（2011）127 頁、130 頁脚注 13 等。

(14) 第 146 回国会衆議院法務委員会第 4 号平成 11 年 11 月 12 日〔山本有二発言〕

(15) 治安制度研究会『オウム真理教の実態と「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の解説』（立花書房、2000）151-152 頁

(16) 前掲注 6 高橋重点講義 185 頁の議論参照。

(17) こうでない団体の自律的訴訟を許すために団体規制法 35 条の解釈として、「法人でない社団で…決定を受けたもの」の「決定を受けた」を「決定の法的効果を受けた」とすれば出訴を認めうるがやはり不十分な規定に思われる。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

「格上げ」しているのである。「本団体」の一部か否かが本来の問題であり、団体それ自体に特定目的を有する人の集合体以上の意味は本法律上与えられていないので、「団体」たる実質を備えた「集団」がほかのある「団体」の要素になっていない場合にはそれは「団体」と呼ばれるだけのことであるが。

しかしこうして原告が団体規制法 35 条によって更新決定の直接の名宛人として原告適格を有するというならば、被告の処分内容や主張とズレており、本案の判断を論理的に先行している虞がある。

もっとも、抗告訴訟の一般論からすれば、ひかりの輪に所属する個人が本件更新決定により受けた不利益を理由にして出訴することも行訴法 9 条の原告適格によって可能なはずである。そして、たとえば Z が X の代理人としてではなく、役員として個人的に受けた不利益を理由に出訴する場合でも、X に関する部分の処分について何らかの勝訴判決を受けることで、X 及び X の要素たる諸個人全員に対する不利益を除外することは可能である。この意味で、以上の考察全体が杞憂なのかもしれないし、当事者らも議論しなかったのかもしれない（ただし、公法上の当事者訴訟において問題は残ろう）。

3. 団体の同一性

団体規制法 5 条 4 項は「第一項の処分を受けた団体」としており、前処分と更新処分との対象団体との間の同一性が前提とされている。判旨が問題とするように、前処分と更新処分との間に前処分の対象団体 P が分派した (Q, R) 場合であって、かつ P と Q 及び P と R のそれぞれの同一性を前提に、Q に対する更新処分と R に対する更新処分がそれぞれできるのかは不明（図の左側の状況）である。この可能性は実は、すでにひかりの輪設立後の更新処分の段階で Aleph によって争われていた際に裁判所が示唆していた¹⁸⁾が、公安審査委員会はいまだ通り一つの団体として適用

¹⁸⁾ 前掲注 9 東京地判平成 23 年 12 月 8 日では、判決時における両集団の結合性につ

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

している。

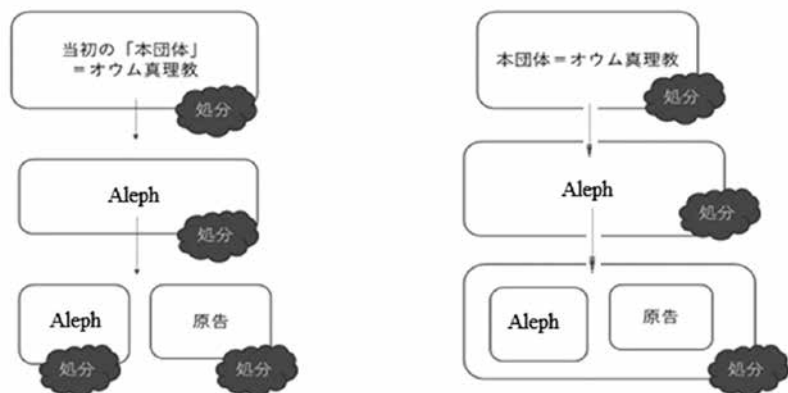
まず、ひかりの輪と Aleph それぞれに対して新たに団体規制法上の観察処分（5条1項）を課すことは困難がある¹⁹⁾。5条1項柱書は「当該団体の活動として」無差別大量殺人行為を行ったことを要求しているため、請求されているひかりの輪自体の無差別大量殺人というのは困難に思われる²⁰⁾。こうして、被告は本団体という一つの「団体」に対する更新処分であると主張している（次頁図の右側）。

なお、本判決は「本団体」とXとの同一性を本来検討すべきところ、何故か Aleph とXとの同一性をくわしく検討する。おそらく、本来の前者の作業をすると、被告が2個の更新決定をなしうるか、という論点がより切実になるからであろうと思われる。

いて「ひかりの輪設立表明……から約一年半程度の期間を経過しない本件更新決定時においては、両社は物的側面のみならず人的側面においても完全に独立した団体とまでは認められないし、上記共同の目的の存在にも何ら影響はないものと認められる」としつつも、「もっとも、今後の団体規制法に基づく規制措置の運用の在り方としては、物的に分離した両者につき、その実情を適切に把握し」「適切な検討が行われることが望まれる」としている。

- (19) 判時匿名コメントによれば被告は「本団体」に対する観察処分と新たな二団体への観察処分との関係が問題になると同日事件で主張したとされている。
- (20) 新たな観察処分においてもひかりの輪や Aleph をそれぞれオウム真理教と同団体として「当該団体の活動として」地下鉄サリン事件を起こした、と主張することが考えられないではない。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体となされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）



判決に戻ると、平成 21 年更新処分の際にはひかりの輪は設立間もなく、Aleph との関係が確定していなかったが、その後ひかりの輪は、少なくとも表見的には、Aleph との対立を深めるとともに、オウム真理教の教義を脱色しているとされている。これに対し、被告は「特定の共同目的」に力点を置き、特定の共同目的があるならば、「その達成のための方法論等の違いによって離合集散が行われつつも、無差別大量殺人が累行されているという実情」からして、「無差別大量殺人行為に及ぶ前の段階において各構成員に具体的な意思連絡がなくても、各構成員において『特定の共同目的』に沿った行動をとり得る関係にある場合には、団体の活動としての無差別大量殺人行為を計画・準備・実行する段階においては、『特定の共同目的』を達成するために各構成員が結集」できるというのである。

しかしこのような解釈は、団体規制法は確かに将来の危険を防止しているという側面を有しつつも、過去の行為をその危険性の類型的な兆表としていること⁽²⁾とに反して、特定の共同目的それ自体に対する監視となっていくように思われる。あくまで団体自体の危険性を立証せねばならない。にもかかわらず、被告は結局のところ「本団体」の危険性として Aleph と

(2) 井上武史『結社の自由の法理』（信山社、2014）260 頁

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

ひかりの輪の結合を「オウム隠し」としてひかりの輪が成立したと主張したのち、本団体の危険性としてあげられる事情はZが代表者であること以外はAlephのことばかりで、ひかりの輪それ自体の本団体と連続する危険性を挙げ損ねている。

では裁判所が示唆するような、更新処分が複数の団体に対する更新を行う解釈が不可能なのかについて念のために考えておく。もちろん団体規制法は結社の自由に対する厳しい制約であると同時に、認定事実からはひかりの輪に対する処分は無理ではないかというのが評者の理解であるが、一般論としては複数に対する更新決定は可能であると解される。というのも、当初の団体が正統をめぐって対立した場合に、どちらの団体も当初の団体の危険性を内包しつつ、他方との意思連絡が途絶えるということは十分に考える。このときに、当初の観察処分が一つであるから更新も一つの団体に対してしかできないと考えると、ヨリ連続性のある団体というのを比較して決定せねばならず、これは望ましくない。やはり立法的に分派した場合に両団体に更新できると明示するのが望まれる²²⁾。

4. 処分不存在確認訴訟却下、取消訴訟認容について

本件では、原告は主位的に処分不存在確認訴訟を、予備的に処分取消訴訟を提起している。

このそれぞれは本処分の名宛人が何であったかによったいづれが適切であったかの理解が異なる。まず、処分存在確認訴訟の認容例としては二項道路一括指定差戻審（大阪高判平成14年10月16日LEX/DB25410275）

²²⁾ 本文でも述べたように結社の自由に直接に関係するこの法律において、権利救済的ではなく権利制限的にこうした黙示の権限を認めていく解釈をしていくことには謙抑的であるべきであろう。団体規制法5条5項で準用する同条3項6号で更新決定の際に観察処分の際には課されていなかった新たな報告義務を課することはできるかが問題となった東京高判平成25年1月16日判例時報2184号14頁では明示されていないが準用規定によって処分によって課せられる報告事項の追加が認め得ることができた。これと異なり、処分本体が可能かどうかという問題であり、ヨリ問題が大きい。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

である。幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道を一括して 2 項道路として指定する告示につき、処分時に 1 メートル未満であった本件土地については、行政処分が存在であったとした。この事件はしかし、公法上の当事者訴訟が十分に活用されていなかった時代の判決であり、処分不存在ではなく処分の存在を前提とした公法上の当事者訴訟によるべきではなかったかという議論がある²³。

翻って本件では、処分の名宛人の概念が混乱しているように見受けられるのである。すなわち、「本団体」に対する更新決定であったにもかかわらず、最終的に東京地裁はひかりの輪も処分の「名宛人」だったとしている。これはしかし処分は一つの「団体」に対するもので X はその下位の集団であるという被告の処分意思にも、処分の通知書の記載にも反しているように思われる。「本団体」に対する法的効果が X に及んでいないというべきではないか。

しかしこの場合に団体規制法 35 条が「取消訴訟」の出訴のみを明示で認めているので、これを用いられるのが問題となる。逐条解説は他の抗告訴訟には類推できるが国賠には類推できないとするが²⁴、抗告訴訟と当事者訴訟の近接性から当事者訴訟には類推可能であると理解するべきであろう。だとしても、ひかりの輪自体が処分を受けていないことを前提とする出訴となってしまう、また結局ひかりの輪の当事者能力が問題となりそうである。

結局裁判所はひかりの輪を「名宛人」とすることによって 35 条に乗せたという点で全体としては座りの良い解決を目指したのだと思われる。

(23) 稲葉ほか『リーガルクエスト 行政法[第 4 版]』(有斐閣、2018) 230 頁[村上裕章]、洞澤秀雄「建築基準法 42 条 2 項の道路指定」行政法判例百選Ⅱ (第 7 版) (有斐閣、2017) 321 頁、晴山一穂「二項道路一括指定を争う訴訟形式—新司法試験・公法系科目論文式第 2 問に寄せて」専修ロージャーナル 2 号 (2007) 24 頁。

(24) 前掲注 15 逐条解説 152 頁。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

四. おわりに

平成 30 年 1 月 30 日官報号外第 19 号によれば、平成 30 年の更新処分において「本団体」の効力の及ぶ「集団」として Aleph、ひかりの輪に加え、新たに「山田らの集団」が加えられている。90 年代日本を代表する事件であった地下鉄サリン事件等から 20 年以上も経ち、筆者も教壇に立ちながら、事件自体は風化のおそれがあるのを感じている。そして、A についても死刑が執行され、だからこそ余計に、規制や謝罪等が不十分となることに不安となる声も聴かれる²⁵⁾。

上記の点は十分に留意しつつも、宗教法人法による解散命令とは別に、「団体であること」の前提となる財産や構成員についての情報を提示させる本法律による観察処分及び再発防止処分は、結社の自由との関係で制約となっている²⁶⁾。本法律は、2 条 2 項において結社の自由への制約を特に労働組合との関係で戒めているが、オウム関係者による結社であっても、それ自体は結社の自由を有することは否めない。本法律が団体規制の対象となる行為が、本法律施行の時点から 10 年以内の行為にとどめたのは、結社の自由及び時の経過に配慮したからであったはずである。20 年以上両サリン事件から経過した今、処分も慎重でなければならないだけでなく、法の見直しも慎重に行う必要がある。

更に、団体規制法はオウム真理教のみを念頭にしつつも、法律の一般性を担保するために形式的にはオウム真理教以外にも適用可能な形に作られた法律である。オウム真理教を念頭にこの法律による永続監視を望んでし

25) 江川紹子「なぜ「ひかりの輪」は観察処分取り消しになったのか」<https://news.yahoo.co.jp/byline/egawashoko/20170926-00076235/> 2017/9/26 (火) Yahoo ニュース、2019 年 1 月 7 日閲覧

26) 井上武史「宗教団体規制の日仏比較—緊急事態法制との関連も含めて」宗教法 36 号 (2017) 38 頁では、破防法や団体規制法を団体規制として捉えて、これらによる「解散指定処分、活動制限処分（以上破防法）、再発防止処分、観察処分（以上…団体規制法。）」などがあるが、それぞれの効果に見合う事情が要件に盛り込まれているかがポイントとなる」としている。中島宏・重判解平成 25 年 22 頁も 6、7 を参照。

団体規制法上の観察処分の対象団体が分派した場合に、一つの団体としてなされた更新決定の一部を違法とした事例（堀澤）

まいがちだが、公共の安全と結社の自由に関する調整を行った法律としては本件が明らかにしたように、規制をする根拠規定でも処分を争うための手続規定でも、不十分な点が多い。本評釈を書くにあたって法案審議段階における各議員、特に法曹出身議員の高い見識には心からの敬意を抱いたが、彼らもメンテナンスを想定していた。

補

本評釈は、九州行政判例研究会で同判決を報告したものをもとに書かれたものである。研究会の間では大変貴重なコメントをいただいたが、十分に生かし切れていない部分も多々ある。また、校正にあたり甲南大学の篠原永明氏にも鋭い指摘をいただいた。本評釈に含まれる誤りはすべて評者に帰せられる。

なお、本件と同日の Aleph 原告事件判決については、田近肇「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）23号（2018年）15頁を参照されたい。

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 3 / 4

March 2019

**The Circle of Rainbow Light v. The Public
Security Examination Commission**

HORISAWA Akio